

毎週火、金曜日発行（但休日相当）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可  
（は翌日）

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県会計規則の一部改正
- 鳥取県税条例施行規則の一部改正
- 漁船損害補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出
- 土地改良区の役員の退任及び就職建設業者の登録
- 改良牧野造成改良事業補助要綱
- 私立学校法の規定による学校法人の寄附行為の認可
- 学校教育法の規定による私立高等学校の設置の認可
- 土地改良区の役員の名の訂正届出
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公告 昭和三十六年度鳥取県立経営伝習農場生徒募集要領

## 規則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第九号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六十一条に次の一項を加える。

2 前項の案内支払通知には、所定の欄に債権者が領収証書に使用する印鑑の印影を徴さなければならない。  
様式第二十三号を次のように改める。

様式第二十三号

原符	第 号	何年度
金		
何 来 渡		
昭和 年 月 日		

支払通知	第 号	何年度
金		
上記の金額この支払通知引換に 何某に支払された。		
昭和 年 月 日		
出納長(出納員) 職氏名 印		
鳥取県何々金庫 御中		

案内支払通知	第 号	何年度
金		
何 来 渡		
この支払通知本日発行済		
昭和 年 月 日		
出納長(出納員) 職氏名 印		
鳥取県何々金庫 御中		
受領印照合欄		

(用紙縦四百三十五ミリメートルの三枚線綴)

- 備考
- 1 何年度の次に歳出金、歳入金、歳入歳出外現金の種別を表示すること。
  - 2 解 号の下欄に、歳出金、歳入金にあつては、一般会計・特別会計(事業名)の表示をすること。この場合歳入金金は、別に欄外に「歳入下戻」と朱書すること。
  - 3 現金庫は、現金を支払う場合、支払通知の裏面に記名なつ印させ案内支払通知の受領印照合欄の印影と照合して債権者を確認すること。
- 附 則

- 1 この規則は、昭和三十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則施行の日までは発行された支払通知の取扱については、なお、従前の例による。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則(昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。  
(現金領収の手続)

第二十一条 所長は、徴税吏員(出納員又は分任出納員を命ぜられた者に限る。)に現金を領収させようとするときは、第十九号様式による現金領収証書により収納させ、県税領収証書を納税者又は特別徴収義務者に交付させなければならない。  
ただし、所長は、納税者又は特別徴収義務者が県税事務所に納付書、納入書、徴税令書又は納額告知書(

以下本条中「徴税令書等」という。)を持参し、現金を納付又は納入するときは、現金領収証書による収納にかえ、徴税吏員である出納員をして第十九号様式の二による領収印を徴税令書等に押なつて領収させることができるものとする。

2 所長は、前項本文の規定により現金を収納させる場合においては、出納員をして第十九号様式の三による現金領収証書用紙及び収納現金引継簿に綴り番号及び引渡枚数を記載し、現金領収証書用紙を徴税吏員に交付させなければならない。

第二十二條第二項中「前項の現金引継を受けたときは、」を「前条第一項ただし書の規定により現金を収納したとき又は前項の規定により現金引継を受けたときは、」に改める。

第十八号様式を次のように改める。  
第十八号様式 前条  
第十九号様式の次に次の様式を加える。



第二十九号様式を次のように改める。

第二十九号様式

県 税 合 計 徴 収 簿

税 目	年 月 日	調 定 額	庫 収 納 額								滞 口 収 納 額			
			納 期 限 内 収 納 額		納 期 後 収 納 額		滞 り 納 額		滞 り 後 収 納 額		納 期 限 内 収 納 額		納 期 後 収 納 額	
摘要	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額

第二十九号様式を次のように改める。

第五十二号様式を「県税事務所」と「市町村長」に改める。

額	出 張 収 納 額								振替収入額	収納済額計	不納入振額	収納未済額	備考
	納 期 限 内 収 納 額		滞 前 納 付		滞 後 納 付		差 押 納 付						
納 額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	

第五十号様式中「県税事務所」と「市町村長」に改める。

第五十二号様式中「県税事務所」と「市町村長」に改める。

この規則は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則

告 示

鳥取県告示百三十四号

漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）  
第五条第一項の規定により漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十六年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

鳥取県気高郡青谷町大字長和瀬 宮脇 真春

同 右 吉田 国藏

2 加入区

青谷加入区

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

青谷町漁業協同組合  
二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

昭和三十六年三月七日から昭和三十六年四月五日まで

2 縦覧の場所

青谷町漁業協同組合事務所

鳥取県告示百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十六年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

粟谷箭溪土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 山根 秀雄 岩美郡福部村大字細川

平林 正春	栗谷
池内 英義	
奥田 熊蔵	
奥田 信治	
山岡 清春	
平林 修	
平井 正雄	
川口 豊治	箭溪
川口喜代治	
坪内 寿美	
坪内 清	
山根 胖	
松村 正幸	
小谷 繁美	細川
山根 茂保	高江
谷岡 善造	
谷口 政夫	
木下 亀雄	南田

近藤 友義	栗谷
監事 平井 清	
中村 秀幸	細川
上山 重市	箭溪
昭和三十五年十二月二十六日申請人において選任の結果十二月二十六日就任、任期第一回総会まで。	
退任した役員の氏名及び住所	
理事 山根 秀雄 岩美郡福部村大字細川	栗谷
平林 正春	
池内 英義	
奥田 熊蔵	
奥田 信治	
山岡 清春	
平林 修	細川
平井 正雄	
川口 豊治	
川口喜代治	箭溪
坪内 寿美	

坪内 清	山根 胖	山根 茂保	谷岡 善造	谷口 政夫	木下 亀雄	近藤 友義	監事 平井 清	中村 秀幸	上山 重市	理事 山根 秀雄
山岡 清春	平林 正春	平井 正雄	川口 豊治	川口 喜代治	坪内 寿美	坪内 清	山根 胖	松村 正幸	小谷 繁美	小谷 繁美
山岡 清春	平林 正春	平井 正雄	川口 豊治	川口 喜代治	坪内 寿美	坪内 清	山根 胖	松村 正幸	小谷 繁美	小谷 繁美
栗谷	高江	細川	南田	栗谷	細川	栗谷	細川	栗谷	細川	栗谷

山岡 清春	平林 正春	平井 正雄	川口 豊治	川口 喜代治	坪内 寿美	坪内 清	山根 胖	松村 正幸	小谷 繁美	小谷 繁美
山岡 清春	平林 正春	平井 正雄	川口 豊治	川口 喜代治	坪内 寿美	坪内 清	山根 胖	松村 正幸	小谷 繁美	小谷 繁美
南田	高江	細川	栗谷	細川	栗谷	細川	栗谷	細川	栗谷	細川

昭和三十五年十二月二十七日通常総会において総選挙の結果当選し十二月二十七日就任、任期二年。大井手土地改良区  
就任した役員の名及び住所

理事 門脇 恒義	西伯郡大山町所子
金田 貞義	福尾
金田 篤治	上野
角田 光重	福尾
西森 喜雄	所子
朝妻 汎孝	上野
門脇 積雄	福尾

昭和三十四年十月二十日臨時総会において総選挙の結果当選し十一月二十五日就任、任期二年。

監事 国野 隆良	上野
河上 輝雄	所子

鳥取県告示第百三十六号  
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。  
昭和三十六年三月七日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 名 称  
鳥取県知事登録 (一) 第五四二号 昭三六、二七 松 金 組  
" 第一四八号 " 二、二一 興和建設工業(株)  
" 第二〇七号 " 二、一四 (株)千代組

主たる営業所の所在地  
日野郡日野町下榎二二三  
倉吉市明治町一、〇一七  
八頭郡智頭町智頭三三三  
申請者氏名 摘要  
松本 金一 土木工事  
上野須磨雄 建設工事  
浅井 正弘 "

鳥取県告示第百三十七号

改良牧野造成改良事業補助要綱を次のように定める。  
昭和三十六年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

改良牧野造成改良事業補助要綱

(趣旨)

第一条 知事は、牧野の草生を改良するほか、利用施設の整備を促進し、放牧方式による飼養形態の確立を図つて、その利用効率を高める目的をもつて、市町村若しくは農業協同組合が実施する改良牧野造成改良事業に要する経費に対し、又は任意団体の共同施行者が実施する改良牧野造成改良事業に要する第二条に掲げる経費を市町村が補助する場合の経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に關しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。  
(経費及び補助率)

第二条 この要綱による補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとし、その補助率は、当該経費の三分の一以内とする。

- 一 障害物除去費
- 二 土壌改良資材費
- 三 牧野植林植栽費
- 四 隔障物設置費

(補助金の交付の申請)

第三条 規則第五条第一号及び第二号の規定による事業計画書及び収支予算書は、それぞれ別記様式第一号及び別記様式第二号のとおりとする。

(補助金の交付の条件)

第四条 規則第七条第二項の規定により補助金の交付を決定する場合に付する条件は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - イ 当該補助事業に要する経費の配分の変更(別に定める軽微な変更は除く。)をしようとする場合

- ロ 補助事業の内容の変更をしようとする場合
  - ハ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- 二 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更承認申請書)

第五条 前条第一号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更の内容及び理由を記載した補助事業変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第六条 第四条第一号イの「別に定める軽微な変更」とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- 一 改良牧野造成改良事業の施行主体の変更
- 二 改良牧野造成改良事業の施行地区の変更
- 三 改良牧野造成改良事業の施行主体別及び施業地区別の施行面積の一〇パーセント以上の増減

(実績報告書等)

第七条 補助事業が完了したときは、事業主体は、規則第十八条に規定する補助事業実績報告書(別記様式第三号)に事業成績書(別記様式第一号)及び収支精算書(別記様式第二号)を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和三十五年度分の補助金から適用する。
- 2 牧野改良事業補助要綱(昭和二十八年十二月鳥取県告示第五百五十三号)は、昭和三十五年三月三十一日限り廃止する。

別記様式第1号

事業計画書 (事業成績書)

- 1 事業の目的
  - 2 事業の概要
  - 3 事業内容及び経費の配分
- 1 事業の内容及び経費の配分

事業主体名	計画面積 町	本年度 施面積 町	事業種目別施業量			遂行期間 年月日 から	補助対象		負担区分						
			障害物 除去 町	5 改 良 町	牧 野 樹 栽 町		障 害 物 屋 ㎡	町 単 価	事業 費	補助 金	国 庫 補 助	県 費	その他		

ロ 経費の算出基礎

区分	事業種目	施行面積	種目 明細	数		量		単 価	金 額	摘 要
				数	量	単 位	反 当 歩 掛			
	障害物除去									
	土壤改良									
	炭カ ル									
	磷酸(草肥、肥料)									
	牧野樹林植栽									
	障害物設置									
	計									

別記様式第2号

収支予算書 (収支精算書)

収入



区分	予(精)算額	前年度予算額	比較増△減	摘要
補助金				
市町村費				
(事業者負担)				
計				

支出

区分	予(精)算額	前年度予算額	比較増△減	摘要
障害物除去				
土壤改良				
炭カル				
磷酸(草池、肥料)				

牧野樹林植栽				
隔障物設置				
計				

別記様式第3号

年 月 日

鳥取県知事 氏

名 殿

申請者 住 所

氏

名 印

昭和 年度改良牧野造成改良事業補助金実績報告書

昭和 年 月 日付第 号によつて交付の決定通知を受けた改良牧野造成改良事業は、下記のとおり実施したので、鳥取県補助金等交付規則第18条の規定により報告します。

添付書類

- 1 事業成績書
- 2 収支精算書

記

鳥取県告示第百三十八号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十一条の規定により、学校法人の寄附行為を次のように認可した。

昭和三十六年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 設立代表者氏名 事務所の所在地 認可年月日

学校法人 松柏学園 倉繁 良逸 倉吉市福庭四四番地 昭和三十六年二月二十八日

鳥取県告示第百三十九号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条の規定により、私立高等学校の設置を次のとおり認可した。

昭和三十六年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

設置することを認可した高等学校 設置者 認可年月日

名 称 所 在 地 設 置 者 倉吉北高等学校 倉吉市福庭四四番地 学校法人 松柏学園 設立代表者 倉繁 良逸 昭和三十六年二月二十八日

鳥取県告示第百四十号

上北条土地改良区からさきに届出のあつた就任役員の名について、次のように訂正する旨届出があつた。

昭和三十六年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

住 所 氏 名

倉吉市大塚 生田 義平 生田 儀平

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年三月七日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞彦

一 日時 昭和三十六年三月九日 午前十一時

二 場所 鳥取県教育委員会事務局（図書館庁舎）

三 議題 1 公立学校教職員配当基準について

2 その他

公 告

昭和三十六年度鳥取県立経営伝習農場生徒を次の要領により募集する。

昭和三十六年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年度鳥取県立経営伝習農場生徒

募集要領

一 募集の方針

県下農村の青少年で身体が強く、考え方もしつかりしておつて、修了後は自ら進んで農業をやり、青少年クラブの中心にもなつて働きその新しい農村を作る考え方もあつてまじめに生活して行こうと心から思つている青少年を募集する。

二 募集人員

本科生 五〇名 研究生 若干名

三 修業年限

本科生、研究生とも一年

四 資格

本科生——新制中学卒業者(卒業見込の者も含む)。  
研究生——本科卒業者又は高等学校卒業者、その他  
場長において適当と思われる年令十八才  
以上二十五才以下の者

五 費用

- (1) 主食費は、本人負担とする。
- (2) クラブ費、図書費、PTA会費 計 三〇〇円
- (3) 被服、寝具、参考書、文房具、小使等は本人負担とする。
- (4) 副食費、其の他は農場負担とする。
- (5) 授業料、舍費は不要

六 応募の手続

出身学校長又は市町村長の推せん書に本人の願書、  
履歴書、戸籍抄本、身体検査書、成績証明書、農業経  
営概況調書、写真(名刺版二枚)をそえて各地区にあ  
る農業改良普及所長を経由して提出する。  
願書、履歴書、推せん書の用紙は経営伝習農場、県  
農業改良課又は各農業改良普及所にある。

七 試験の方法

- (1) 願書締切期日 三月 十九日
- (2) 試験期日 三月二十三日
- (3) 試験場所 鳥取、米子職業安定所、本場の三ヶ所  
で行なう。  
受験場所は、各自希望の場所を選んで願書にその  
ことを記入する。

(4) 試験科目 国語、社会、数学、農業を

本科生は、新制中学校程度の常識について  
研究生は、高等学校卒業程度の常識について試験  
をする。

(5) 合格者発表

昭和三十六年三月二十五日午前十時(合格者には  
本人あて通知する。)

八 問い合わせその他

わからないこと、くわしいことは左記に問い合わせの  
こと。

- (1) 経営伝習農場
- (2) 各農業改良普及所
- (3) 県農業改良課

### 鳥取県公報の購読者募集について

#### 鳥取県総務部総務課

鳥取県では、毎年度の初め「鳥取県公報」の購読者を募集しています。  
鳥取県公報には、われわれ県民の福祉や権利、自由に影響するところが大  
きく、かつ、県の行政執行の基本をなす条例、規則、告示等が登載公表さ  
れます。

県政を理解するには、鳥取県公報は、そのよい資料でありますから、県  
では実費で有償配付を行なっています。

購読希望の方は、裏面申込書に購読料金(一部一月百二十四円、郵送料を  
含む。)を添えて三月二十五日までに当課あてお申込みください。

なお、官公署が購読を申込みれる場合は、その購読料金は、四月以降に  
県が発する納額告知書により納めることもできます。

# 鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで、

鳥取県公報を 部購読したいので、購読料金を

円を添えて申し込みます。

昭和三十六年 月 日

住所

氏名

印

(団体の場合は、団体名及び代表者名印)

鳥取県知事

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認

発行白火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
[定価 一部月極 二〇円 (送料共)] 印刷所 県